

土木工事標準積算基準（令和8年4月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧																																																																																														
第I編第2章 ②工事費の積算  I-2-②-7 (①19)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港構造物工事・海岸工事</td> <td>港湾構造物、海岸工事にあつて、防舷材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事</td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚工等の付帯施設工、プラスチック工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第10表）<sup>*1</sup>の工種区分に従つて対象額毎に求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2) 対象額の算定にあつては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>また、表-3に該当する場合、別表第1（第6表～第10表）の共通仮設費率に補正値を加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-2 地域補正の適用(土木)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地(D I D補正) (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地(D I D補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-size: small;">令和8年4月1日以降起工適用</p> <p style="text-align: right;">I-2-②-7 ① 19</p>	工種区分	工種内容	港湾・漁港構造物工事・海岸工事	港湾構造物、海岸工事にあつて、防舷材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事	空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚工等の付帯施設工、プラスチック工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事	空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事	空港維持工事	空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地(D I D補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地(D I D補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港構造物工事・海岸工事</td> <td>港湾構造物、海岸工事にあつて、防舷材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事</td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚工等の付帯施設工、プラスチック工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第10表）<sup>*1</sup>の工種区分に従つて対象額毎に求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>※ 別表第1（第1表～第10表）は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>2) 対象額の算定にあつては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>また、表-3に該当する場合、別表第1（第6表～第10表）の共通仮設費率に補正値を加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-2 地域補正の適用(土木)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地(D I D補正) (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地(D I D補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">I-2-②-7 ① 19</p>	工種区分	工種内容	港湾・漁港構造物工事・海岸工事	港湾構造物、海岸工事にあつて、防舷材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事	空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚工等の付帯施設工、プラスチック工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事	空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事	空港維持工事	空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地(D I D補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地(D I D補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
工種区分	工種内容																																																																																															
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	港湾構造物、海岸工事にあつて、防舷材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事																																																																																															
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚工等の付帯施設工、プラスチック工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事																																																																																															
空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事																																																																																															
空港維持工事	空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事																																																																																															
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																												
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																														
市街地(D I D補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1																																																																																												
	道路維持工事																																																																																															
	舗装工事																																																																																															
	橋梁保全工事																																																																																															
一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1																																																																																												
	道路維持工事																																																																																															
	舗装工事																																																																																															
	橋梁保全工事																																																																																															
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4	1																																																																																												
	道路維持工事																																																																																															
	舗装工事																																																																																															
	橋梁保全工事																																																																																															
市街地(D I D補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2																																																																																												
工種区分	工種内容																																																																																															
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	港湾構造物、海岸工事にあつて、防舷材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事																																																																																															
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚工等の付帯施設工、プラスチック工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事																																																																																															
空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事																																																																																															
空港維持工事	空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事																																																																																															
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																												
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																														
市街地(D I D補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1																																																																																												
	道路維持工事																																																																																															
	舗装工事																																																																																															
	橋梁保全工事																																																																																															
一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1																																																																																												
	道路維持工事																																																																																															
	舗装工事																																																																																															
	橋梁保全工事																																																																																															
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4	1																																																																																												
	道路維持工事																																																																																															
	舗装工事																																																																																															
	橋梁保全工事																																																																																															
市街地(D I D補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2																																																																																												

土木工事標準積算基準（令和8年4月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧																																																																														
第I編第2章 ②工事費の積算  I-2-②-8 (①20)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。)</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>市街地(DIDD補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DIDD地区)及びこれに準ずる地区をいう。                      なお、DIDD地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。                      2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <caption style="text-align: center;">表-3 地域補正の適用(港湾・漁港・空港)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">重要港湾・市街地に係る漁港</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">a. 地方港湾その他の漁港</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">b. 空港</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。                      市街地：施工地域が人口集中地区(DIDD地区)をいう。                      DIDD地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。                      地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。                      重要港湾：小名浜港、相馬港                      地方港湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港                      2. 施工場所区分は以下のとおりとする。                      一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合                      ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合                      ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合                      3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い                      工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を適用する。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。)	1.3	3	一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4	市街地(DIDD補正) (1)-2	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5	施工地域・工事場所区分		補正値(%)	重要港湾・市街地に係る漁港		1.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		a. 地方港湾その他の漁港	1.5	b. 空港	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。)</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>市街地(DIDD補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DIDD地区)及びこれに準ずる地区をいう。                      なお、DIDD地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。                      2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <caption style="text-align: center;">表-3 地域補正の適用(港湾・漁港・空港)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">重要港湾・市街地に係る漁港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">a. 地方港湾その他の漁港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">b. 空港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。</p> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。                      市街地：施工地域が人口集中地区(DIDD地区)をいう。                      DIDD地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。                      地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。                      重要港湾：小名浜港、相馬港                      地方港湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港                      2. 施工場所区分は以下のとおりとする。                      一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合                      ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合                      ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合                      3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い                      工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を適用する。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。)	1.3	3	一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4	市街地(DIDD補正) (1)-2	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5	施工地域・工事場所区分		補正値(%)	重要港湾・市街地に係る漁港		2.25	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		a. 地方港湾その他の漁港	2.25	b. 空港	2.25	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0
適用条件			補正係数	適用優先																																																																												
施工地域区分	工種区分	対象																																																																														
一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。)	1.3	3																																																																												
一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4																																																																												
市街地(DIDD補正) (1)-2	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5																																																																												
施工地域・工事場所区分		補正値(%)																																																																														
重要港湾・市街地に係る漁港		1.5																																																																														
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																																																																															
	a. 地方港湾その他の漁港	1.5																																																																														
	b. 空港	1.5																																																																														
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0																																																																														
適用条件			補正係数	適用優先																																																																												
施工地域区分	工種区分	対象																																																																														
一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。)	1.3	3																																																																												
一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4																																																																												
市街地(DIDD補正) (1)-2	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5																																																																												
施工地域・工事場所区分		補正値(%)																																																																														
重要港湾・市街地に係る漁港		2.25																																																																														
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																																																																															
	a. 地方港湾その他の漁港	2.25																																																																														
	b. 空港	2.25																																																																														
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0																																																																														
① 20	I-2-②-8  <span style="color: red;">令和8年4月1日以降起工適用</span>	① 20  I-2-②-8																																																																														

土木工事標準積算基準（令和8年4月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧																																																																																																																																																																																				
<p>第I編第2章 ②工事費の積算</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-9 (①21)</p>	<p>ロ) 海上輸送に要する補正 海上作業がある工事については、労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として、別表第1（第1表～第10表）の共通仮設費率に下表の補正値を乗じるものとする。 また、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場まで移動することが困難な場合をいう。 陸上作業とは混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾・漁港工事</td> <td>浚渫工事</td> <td style="text-align: center;">1.28</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td style="text-align: center;">1.68</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K r）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値） または、 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K r）×施工地域を考慮した補正値） ただし、共通仮設費率（K r）は別表第1の第1表～第10表による。 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率（K r）の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>(3) その他 イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。 なお、東日本大震災に伴う復興係数については、「第I編第2章④東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」によるものとする。 <u>補正係数（復興係数）は、土木 1.3、港湾 1.3、空港 1.3</u></p> <p>ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。</p> <p>別表第1 共通仮設費率 第1表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A                      b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td style="text-align: center;">12.53</td><td style="text-align: center;">238.6</td><td style="text-align: center;">-0.1888</td><td style="text-align: center;">4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td style="text-align: center;">20.77</td><td style="text-align: center;">1,228.3</td><td style="text-align: center;">-0.2614</td><td style="text-align: center;">5.45</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td style="text-align: center;">13.08</td><td style="text-align: center;">407.9</td><td style="text-align: center;">-0.2204</td><td style="text-align: center;">4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td></td><td style="text-align: center;">12.78</td><td style="text-align: center;">57.0</td><td style="text-align: center;">-0.0958</td><td style="text-align: center;">7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td style="text-align: center;">38.56</td><td style="text-align: center;">10,668.4</td><td style="text-align: center;">-0.3606</td><td style="text-align: center;">6.06</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td></td><td style="text-align: center;">27.04</td><td style="text-align: center;">1,636.8</td><td style="text-align: center;">-0.2629</td><td style="text-align: center;">7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td style="text-align: center;">17.09</td><td style="text-align: center;">435.1</td><td style="text-align: center;">-0.2074</td><td style="text-align: center;">5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td style="text-align: center;">15.19</td><td style="text-align: center;">624.5</td><td style="text-align: center;">-0.2381</td><td style="text-align: center;">4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td style="text-align: center;">10.80</td><td style="text-align: center;">48.0</td><td style="text-align: center;">-0.0956</td><td style="text-align: center;">6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td></td><td style="text-align: center;">9.96</td><td style="text-align: center;">40.0</td><td style="text-align: center;">-0.0891</td><td style="text-align: center;">6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td></td><td style="text-align: center;">18.93</td><td style="text-align: center;">494.9</td><td style="text-align: center;">-0.2091</td><td style="text-align: center;">6.50</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td></td><td style="text-align: center;">10.24</td><td style="text-align: center;">330.0</td><td style="text-align: center;">-0.2225</td><td style="text-align: center;">3.28</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">令和8年4月1日以降起工適用</p>	工種区分		補正値 (%)	港湾・漁港工事	浚渫工事	1.28	構造物工事	1.68	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A                      b		下記の率とする	河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事		38.56	10,668.4	-0.3606	6.06	PC橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50	下水道(4)工事		10.24	330.0	-0.2225	3.28	<p>ロ) 海上輸送に要する補正 海上作業がある工事については、労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として、別表第1（第1表～第10表）の共通仮設費率に下表の補正値を乗じるものとする。 なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。 また、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場まで移動することが困難な場合をいう。 陸上作業とは混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾・漁港工事</td> <td>浚渫工事</td> <td style="text-align: center;">1.92</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td style="text-align: center;">2.52</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K r）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値） または、 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K r）×施工地域を考慮した補正値） ただし、共通仮設費率（K r）は別表第1の第1表～第10表による。 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率（K r）の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>(3) その他 イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。 なお、東日本大震災に伴う復興係数については、「第I編第2章④東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」によるものとする。 ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。</p> <p>別表第1 共通仮設費率 第1表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A                      b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td style="text-align: center;">18.80</td><td style="text-align: center;">357.9169</td><td style="text-align: center;">-0.1888</td><td style="text-align: center;">7.16</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td style="text-align: center;">31.16</td><td style="text-align: center;">1,842.8291</td><td style="text-align: center;">-0.2614</td><td style="text-align: center;">8.18</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td style="text-align: center;">19.62</td><td style="text-align: center;">611.8500</td><td style="text-align: center;">-0.2204</td><td style="text-align: center;">6.36</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td></td><td style="text-align: center;">19.17</td><td style="text-align: center;">85.5000</td><td style="text-align: center;">-0.0958</td><td style="text-align: center;">11.75</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td style="text-align: center;">57.54</td><td style="text-align: center;">16,002.6000</td><td style="text-align: center;">-0.3606</td><td style="text-align: center;">9.09</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td></td><td style="text-align: center;">40.56</td><td style="text-align: center;">2,455.8504</td><td style="text-align: center;">-0.2629</td><td style="text-align: center;">10.58</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td style="text-align: center;">25.64</td><td style="text-align: center;">652.6500</td><td style="text-align: center;">-0.2074</td><td style="text-align: center;">8.88</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td style="text-align: center;">22.79</td><td style="text-align: center;">936.7500</td><td style="text-align: center;">-0.2381</td><td style="text-align: center;">6.74</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td style="text-align: center;">16.20</td><td style="text-align: center;">72.0044</td><td style="text-align: center;">-0.0956</td><td style="text-align: center;">9.93</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td></td><td style="text-align: center;">14.94</td><td style="text-align: center;">60.0400</td><td style="text-align: center;">-0.0891</td><td style="text-align: center;">9.47</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td></td><td style="text-align: center;">28.40</td><td style="text-align: center;">742.3500</td><td style="text-align: center;">-0.2091</td><td style="text-align: center;">9.75</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td></td><td style="text-align: center;">15.36</td><td style="text-align: center;">495.0000</td><td style="text-align: center;">-0.2225</td><td style="text-align: center;">4.92</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p>	工種区分		補正値 (%)	港湾・漁港工事	浚渫工事	1.92	構造物工事	2.52	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A                      b		下記の率とする	河川工事		18.80	357.9169	-0.1888	7.16	河川・道路構造物工事		31.16	1,842.8291	-0.2614	8.18	海岸工事		19.62	611.8500	-0.2204	6.36	道路改良工事		19.17	85.5000	-0.0958	11.75	鋼橋架設工事		57.54	16,002.6000	-0.3606	9.09	PC橋工事		40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58	舗装工事		25.64	652.6500	-0.2074	8.88	砂防・地すべり等工事		22.79	936.7500	-0.2381	6.74	公園工事		16.20	72.0044	-0.0956	9.93	電線共同溝工事		14.94	60.0400	-0.0891	9.47	情報ボックス工事		28.40	742.3500	-0.2091	9.75	下水道(4)工事		15.36	495.0000	-0.2225	4.92
工種区分		補正値 (%)																																																																																																																																																																																				
港湾・漁港工事	浚渫工事	1.28																																																																																																																																																																																				
	構造物工事	1.68																																																																																																																																																																																				
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																	
		下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A                      b		下記の率とする																																																																																																																																																																																	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																	
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																																	
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																	
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																	
鋼橋架設工事		38.56	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																																	
PC橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																	
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																	
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																	
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																	
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																																	
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																																	
下水道(4)工事		10.24	330.0	-0.2225	3.28																																																																																																																																																																																	
工種区分		補正値 (%)																																																																																																																																																																																				
港湾・漁港工事	浚渫工事	1.92																																																																																																																																																																																				
	構造物工事	2.52																																																																																																																																																																																				
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																	
		下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A                      b		下記の率とする																																																																																																																																																																																	
河川工事		18.80	357.9169	-0.1888	7.16																																																																																																																																																																																	
河川・道路構造物工事		31.16	1,842.8291	-0.2614	8.18																																																																																																																																																																																	
海岸工事		19.62	611.8500	-0.2204	6.36																																																																																																																																																																																	
道路改良工事		19.17	85.5000	-0.0958	11.75																																																																																																																																																																																	
鋼橋架設工事		57.54	16,002.6000	-0.3606	9.09																																																																																																																																																																																	
PC橋工事		40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58																																																																																																																																																																																	
舗装工事		25.64	652.6500	-0.2074	8.88																																																																																																																																																																																	
砂防・地すべり等工事		22.79	936.7500	-0.2381	6.74																																																																																																																																																																																	
公園工事		16.20	72.0044	-0.0956	9.93																																																																																																																																																																																	
電線共同溝工事		14.94	60.0400	-0.0891	9.47																																																																																																																																																																																	
情報ボックス工事		28.40	742.3500	-0.2091	9.75																																																																																																																																																																																	
下水道(4)工事		15.36	495.0000	-0.2225	4.92																																																																																																																																																																																	

土木工事標準積算基準（令和8年4月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第I編第2章 ②工事費の積算  I-2-②-10 (①22)	<p><b>第2表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td><u>27.32</u></td> <td><u>7,050.2</u></td> <td>-0.3558</td> <td><u>6.79</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td><u>23.94</u></td> <td><u>4,118.1</u></td> <td>-0.3548</td> <td><u>5.97</u></td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td><u>9.05</u></td> <td><u>26.8</u></td> <td>-0.0748</td> <td><u>6.76</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第4表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td><u>8.86</u></td> <td><u>68.3</u></td> <td>-0.1267</td> <td><u>4.53</u></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td><u>13.79</u></td> <td><u>92.5</u></td> <td>-0.1181</td> <td><u>7.37</u></td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td><u>28.71</u></td> <td><u>4,164.9</u></td> <td>-0.3088</td> <td><u>5.59</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td><u>12.85</u></td> <td><u>422.4</u></td> <td>-0.2167</td> <td><u>4.08</u></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td><u>13.32</u></td> <td><u>485.4</u></td> <td>-0.2231</td> <td><u>4.08</u></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td><u>7.64</u></td> <td><u>13.5</u></td> <td>-0.0353</td> <td><u>6.34</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第5表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td><u>13.77</u></td> <td><u>3064.8</u></td> <td>-0.2769</td> <td><u>6.32</u></td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td><u>7.57</u></td> <td><u>43.7</u></td> <td>-0.0898</td> <td><u>5.88</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第6表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾・漁港 工事</td> <td>浚渫工事</td> <td><u>11.14</u></td> <td><u>357.8</u></td> <td>-0.2223</td> <td><u>3.06</u></td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td><u>7.97</u></td> <td><u>132.7</u></td> <td>-0.1802</td> <td><u>2.80</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		橋梁保全工事	<u>27.32</u>	<u>7,050.2</u>	-0.3558	<u>6.79</u>	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		道路維持工事	<u>23.94</u>	<u>4,118.1</u>	-0.3548	<u>5.97</u>	河川維持工事	<u>9.05</u>	<u>26.8</u>	-0.0748	<u>6.76</u>	対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		共同溝等工事	(1)	<u>8.86</u>	<u>68.3</u>	-0.1267	<u>4.53</u>	(2)	<u>13.79</u>	<u>92.5</u>	-0.1181	<u>7.37</u>	トンネル工事		<u>28.71</u>	<u>4,164.9</u>	-0.3088	<u>5.59</u>	下水道工事	(1)	<u>12.85</u>	<u>422.4</u>	-0.2167	<u>4.08</u>	(2)	<u>13.32</u>	<u>485.4</u>	-0.2231	<u>4.08</u>	(3)	<u>7.64</u>	<u>13.5</u>	-0.0353	<u>6.34</u>	対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		コンクリートダム	<u>13.77</u>	<u>3064.8</u>	-0.2769	<u>6.32</u>	フィルダム	<u>7.57</u>	<u>43.7</u>	-0.0898	<u>5.88</u>	対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		港湾・漁港 工事	浚渫工事	<u>11.14</u>	<u>357.8</u>	-0.2223	<u>3.06</u>	構造物工事	<u>7.97</u>	<u>132.7</u>	-0.1802	<u>2.80</u>	<p><b>第2表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>40.98</td> <td>10,575.3000</td> <td>-0.3558</td> <td>10.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p><b>第3表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>35.91</td> <td>6,176.0569</td> <td>-0.3548</td> <td>8.96</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>13.58</td> <td>40.2168</td> <td>-0.0748</td> <td>10.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p><b>第4表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>13.29</td> <td>102.4918</td> <td>-0.1267</td> <td>6.80</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>20.69</td> <td>138.7500</td> <td>-0.1181</td> <td>11.06</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>43.07</td> <td>6,246.0650</td> <td>-0.3088</td> <td>8.39</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>19.28</td> <td>633.4991</td> <td>-0.2167</td> <td>6.12</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>19.98</td> <td>728.4001</td> <td>-0.2231</td> <td>6.12</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>11.46</td> <td>20.2527</td> <td>-0.0353</td> <td>9.51</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p><b>第5表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>20.66</td> <td>4597.2000</td> <td>-0.2769</td> <td>9.48</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>11.36</td> <td>65.5522</td> <td>-0.0898</td> <td>8.82</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p><b>第6表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾・漁港 工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>16.71</td> <td>536.8231</td> <td>-0.2223</td> <td>4.59</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>11.96</td> <td>199.0496</td> <td>-0.1802</td> <td>4.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p>	対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		橋梁保全工事	40.98	10,575.3000	-0.3558	10.19	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		道路維持工事	35.91	6,176.0569	-0.3548	8.96	河川維持工事	13.58	40.2168	-0.0748	10.14	対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		共同溝等工事	(1)	13.29	102.4918	-0.1267	6.80	(2)	20.69	138.7500	-0.1181	11.06	トンネル工事		43.07	6,246.0650	-0.3088	8.39	下水道工事	(1)	19.28	633.4991	-0.2167	6.12	(2)	19.98	728.4001	-0.2231	6.12	(3)	11.46	20.2527	-0.0353	9.51	対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		コンクリートダム	20.66	4597.2000	-0.2769	9.48	フィルダム	11.36	65.5522	-0.0898	8.82	対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		港湾・漁港 工事	浚渫工事	16.71	536.8231	-0.2223	4.59	構造物工事	11.96	199.0496	-0.1802	4.20
対象額 適用区分 工種区分	600万円以下		600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																					
橋梁保全工事	<u>27.32</u>	<u>7,050.2</u>	-0.3558	<u>6.79</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																				
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路維持工事	<u>23.94</u>	<u>4,118.1</u>	-0.3548	<u>5.97</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																				
河川維持工事	<u>9.05</u>	<u>26.8</u>	-0.0748	<u>6.76</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																				
対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																					
共同溝等工事	(1)	<u>8.86</u>	<u>68.3</u>	-0.1267	<u>4.53</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(2)	<u>13.79</u>	<u>92.5</u>	-0.1181	<u>7.37</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																			
トンネル工事		<u>28.71</u>	<u>4,164.9</u>	-0.3088	<u>5.59</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道工事	(1)	<u>12.85</u>	<u>422.4</u>	-0.2167	<u>4.08</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(2)	<u>13.32</u>	<u>485.4</u>	-0.2231	<u>4.08</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(3)	<u>7.64</u>	<u>13.5</u>	-0.0353	<u>6.34</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																					
コンクリートダム	<u>13.77</u>	<u>3064.8</u>	-0.2769	<u>6.32</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																				
フィルダム	<u>7.57</u>	<u>43.7</u>	-0.0898	<u>5.88</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																				
対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																					
港湾・漁港 工事	浚渫工事	<u>11.14</u>	<u>357.8</u>	-0.2223	<u>3.06</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	構造物工事	<u>7.97</u>	<u>132.7</u>	-0.1802	<u>2.80</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																					
橋梁保全工事	40.98	10,575.3000	-0.3558	10.19																																																																																																																																																																																																																																																																																				
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路維持工事	35.91	6,176.0569	-0.3548	8.96																																																																																																																																																																																																																																																																																				
河川維持工事	13.58	40.2168	-0.0748	10.14																																																																																																																																																																																																																																																																																				
対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																					
共同溝等工事	(1)	13.29	102.4918	-0.1267	6.80																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(2)	20.69	138.7500	-0.1181	11.06																																																																																																																																																																																																																																																																																			
トンネル工事		43.07	6,246.0650	-0.3088	8.39																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道工事	(1)	19.28	633.4991	-0.2167	6.12																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(2)	19.98	728.4001	-0.2231	6.12																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(3)	11.46	20.2527	-0.0353	9.51																																																																																																																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																					
コンクリートダム	20.66	4597.2000	-0.2769	9.48																																																																																																																																																																																																																																																																																				
フィルダム	11.36	65.5522	-0.0898	8.82																																																																																																																																																																																																																																																																																				
対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																					
港湾・漁港 工事	浚渫工事	16.71	536.8231	-0.2223	4.59																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	構造物工事	11.96	199.0496	-0.1802	4.20																																																																																																																																																																																																																																																																																			
① 22	I-2-②-10  令和8年4月1日以降起工適用	① 22  I-2-②-10																																																																																																																																																																																																																																																																																						



土木工事標準積算基準（令和8年4月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧
<p>第I編第2章 ②工事費の積算</p> <p>I-2-②-29 (①41)</p>	<p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第2（第1表～第10表）の工程区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。          なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工程からなる工事については、その主たる工程の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工程を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工程が変わっても当初設計の工程とする。</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>(イ) 冬期工事にかかる現場管理費率の補正</p> <p>表3.2における積雪寒冷地域で施工時期が冬期（12月1日～3月31日）となる屋外工事に適用する。（標準工期が12月1日～3月31日に掛かる屋外工事）          ただし、次の工事は除く。</p> <p>① コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事          ② 工場製作工事及び、除排雪工事等冬期条件下で施工すべき工事          ③ トンネル内工事          ④ 国庫債務負担行為等で年度内出来高を求めない工事          （ただし、工期が翌年度の12月1日以降となる場合は、翌年度以降の12月1日～3月31日までの工事期間を対象として補正するものとする。）</p> <p>(ロ) 補正の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第2（第1表～第10表）の現場管理費率に補正値を加算する。</li> <li>全工事期間および工事期間（12月1日～3月31日までの工事期間）は日単位とする。なお、工事の中止期間は、全工事期間および工事期間から除く。</li> <li>冬期率 = <math>\frac{\text{工事期間（日単位）}}{\text{全工事期間（日単位）}}</math>              冬期率は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</li> <li>補正値(%) = 冬期率 × 積雪寒冷地地域区分による現場管理費補正係数(α)              補正値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。              ※1 積雪寒冷地地域区分による現場管理費補正係数(α)は表3.1による</li> <li>「補正対象となる屋外工事」と「非対象工事」を混在して発注する場合（橋梁製作架設工事等）は、「補正対象となる屋外工事」が工事の主体となる場合に限り、「補正対象となる屋外工事」のみを対象として下記により補正するものとする。</li> <li>① 補正対象額は、「補正対象となる屋外工事」とする。</li> <li>② 冬期率については、「補正対象となる屋外工事」分の工事期間に対する、「補正対象となる屋外工事」の12月1日～3月31日までの工事期間とする。</li> <li>防雪柵設置撤去工事（新設を除く）及びスノーポール設置撤去工事については、冬期率の算定に使用する工事期間は2ヶ月（設置12月と撤去3月）とする。</li> </ul> <p>(例) 工期が11月15日～3月25日の場合</p> $\text{冬期率} = \frac{\text{工事期間}}{\text{全工事期間}} = \frac{56\text{日(設置12月(31日)と撤去3月(25日))}}{131\text{日}} = 43\%$	<p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第2（第1表～第10表）の工程区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。          なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工程からなる工事については、その主たる工程の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工程を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工程が変わっても当初設計の工程とする。</p> <p>※別表第2（第1表～第10表）は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>(イ) 冬期工事にかかる現場管理費率の補正</p> <p>表3.2における積雪寒冷地域で施工時期が冬期（12月1日～3月31日）となる屋外工事に適用する。（標準工期が12月1日～3月31日に掛かる屋外工事）          ただし、次の工事は除く。</p> <p>① コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事          ② 工場製作工事及び、除排雪工事等冬期条件下で施工すべき工事          ③ トンネル内工事          ④ 国庫債務負担行為等で年度内出来高を求めない工事          （ただし、工期が翌年度の12月1日以降となる場合は、翌年度以降の12月1日～3月31日までの工事期間を対象として補正するものとする。）</p> <p>(ロ) 補正の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第2（第1表～第10表）の現場管理費率に補正値を加算する。</li> <li>全工事期間および工事期間（12月1日～3月31日までの工事期間）は日単位とする。なお、工事の中止期間は、全工事期間および工事期間から除く。</li> <li>冬期率 = <math>\frac{\text{工事期間（日単位）}}{\text{全工事期間（日単位）}}</math>              冬期率は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</li> <li>補正値(%) = 冬期率 × 積雪寒冷地地域区分による現場管理費補正係数(α)<sup>※1</sup>              × 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正係数(復興係数)<sup>※2</sup>              補正値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</li> <li>※1 積雪寒冷地地域区分による現場管理費補正係数(α)は表3.1による</li> <li>※2 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正係数(復興係数)は、土木1.2、港湾1.2、空港1.2</li> <li>「補正対象となる屋外工事」と「非対象工事」を混在して発注する場合（橋梁製作架設工事等）は、「補正対象となる屋外工事」が工事の主体となる場合に限り、「補正対象となる屋外工事」のみを対象として下記により補正するものとする。</li> <li>① 補正対象額は、「補正対象となる屋外工事」とする。</li> <li>② 冬期率については、「補正対象となる屋外工事」分の工事期間に対する、「補正対象となる屋外工事」の12月1日～3月31日までの工事期間とする。</li> <li>防雪柵設置撤去工事（新設を除く）及びスノーポール設置撤去工事については、冬期率の算定に使用する工事期間は2ヶ月（設置12月と撤去3月）とする。</li> </ul> <p>(例) 工期が11月15日～3月25日の場合</p> $\text{冬期率} = \frac{\text{工事期間}}{\text{全工事期間}} = \frac{56\text{日(設置12月(31日)と撤去3月(25日))}}{131\text{日}} = 43\%$
	<p>令和8年4月1日以降起工適用</p> <p>I-2-②-29</p> <p>① 41</p>	<p>I-2-②-29</p> <p>① 41</p>

土木工事標準積算基準（令和8年4月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第I編第2章 ②工事費の積算  I-2-②-30 (①42)	<p style="text-align: center;">表3.1 積雪寒冷地域区分による現場管理費補正係数(α)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>補正係数(α)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4級地</td> <td>1.2</td> <td rowspan="4">適用地域は、表3.2地域区分一覧表による。</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。</p> <p style="text-align: center;">表3.2 地域区分一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所名</th> <th>地域名</th> <th>地域区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県中建設事務所</td> <td>田村市, 田村郡, 平田村, 古殿町</td> <td rowspan="7">4級地</td> </tr> <tr> <td>県南建設事務所</td> <td>西郷村, 鮫川村</td> </tr> <tr> <td>会津若松建設事務所</td> <td>会津若松市, 河沼郡, 大沼郡</td> </tr> <tr> <td>喜多方建設事務所</td> <td>喜多方市, 耶麻郡</td> </tr> <tr> <td>南会津建設事務所</td> <td>南会津郡</td> </tr> <tr> <td>相双建設事務所</td> <td>川内村, 葛尾村, 飯館村</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 本表の適用は、令和7年4月1日現在の市町村の区域で適用する。 福島県内は4級地のみ該当する。(積雪寒冷地域の範囲は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。)</p> <p style="text-align: center;">表3.3 冬期工事にかかる現場管理費率の補正值早見表</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>冬期率</th> <th>0</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0.00</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> <td>0.04</td> <td>0.05</td> <td>0.06</td> <td>0.07</td> <td>0.08</td> <td>0.10</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>0.12</td> <td>0.13</td> <td>0.14</td> <td>0.16</td> <td>0.17</td> <td>0.18</td> <td>0.19</td> <td>0.20</td> <td>0.22</td> <td>0.23</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>0.24</td> <td>0.25</td> <td>0.26</td> <td>0.28</td> <td>0.29</td> <td>0.30</td> <td>0.31</td> <td>0.32</td> <td>0.34</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>0.36</td> <td>0.45</td> <td>0.46</td> <td>0.48</td> <td>0.49</td> <td>0.50</td> <td>0.52</td> <td>0.53</td> <td>0.55</td> <td>0.56</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>0.48</td> <td>0.49</td> <td>0.50</td> <td>0.52</td> <td>0.53</td> <td>0.54</td> <td>0.55</td> <td>0.56</td> <td>0.58</td> <td>0.59</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>0.60</td> <td>0.61</td> <td>0.62</td> <td>0.64</td> <td>0.65</td> <td>0.66</td> <td>0.67</td> <td>0.68</td> <td>0.70</td> <td>0.71</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>0.72</td> <td>0.73</td> <td>0.74</td> <td>0.76</td> <td>0.77</td> <td>0.78</td> <td>0.79</td> <td>0.80</td> <td>0.82</td> <td>0.83</td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>0.84</td> <td>0.85</td> <td>0.86</td> <td>0.88</td> <td>0.89</td> <td>0.90</td> <td>0.91</td> <td>0.92</td> <td>0.94</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>0.96</td> <td>0.97</td> <td>0.98</td> <td>1.00</td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> <td>1.07</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>1.08</td> <td>1.09</td> <td>1.10</td> <td>1.12</td> <td>1.13</td> <td>1.14</td> <td>1.15</td> <td>1.16</td> <td>1.18</td> <td>1.19</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>1.20</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※小数第2位止め(小数第3位四捨五入)の値である。</p> <p>(例) 工事日数225日, 契約予想工期が8月8日～3月20日までの場合  <math display="block">\text{冬期率} = \frac{110\text{日}}{225\text{日}} = 0.49 \quad 0.49 \times 100 = 49\%</math>                     冬期工事にかかる現場管理費率の補正值は第5行第10列の交点から0.59%と読む。</p> <p>港湾・漁港工事, 海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事の場合 上表と同じ</p> <p>空港用地造成工事, 空港舗装工事及び空港維持工事の場合 上表と同じ</p> <p style="text-align: center;">① 42</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-30</p> <p style="text-align: center;">令和8年4月1日以降起工適用</p>	地域区分	補正係数(α)	備考	4級地	1.2	適用地域は、表3.2地域区分一覧表による。	3級地	1.4	2級地	1.6	1級地	1.8	建設事務所名	地域名	地域区分	県中建設事務所	田村市, 田村郡, 平田村, 古殿町	4級地	県南建設事務所	西郷村, 鮫川村	会津若松建設事務所	会津若松市, 河沼郡, 大沼郡	喜多方建設事務所	喜多方市, 耶麻郡	南会津建設事務所	南会津郡	相双建設事務所	川内村, 葛尾村, 飯館村	冬期率	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0.00	0.01	0.02	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.10	0.11	10	0.12	0.13	0.14	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.22	0.23	20	0.24	0.25	0.26	0.28	0.29	0.30	0.31	0.32	0.34	0.35	30	0.36	0.45	0.46	0.48	0.49	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56	40	0.48	0.49	0.50	0.52	0.53	0.54	0.55	0.56	0.58	0.59	50	0.60	0.61	0.62	0.64	0.65	0.66	0.67	0.68	0.70	0.71	60	0.72	0.73	0.74	0.76	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.83	70	0.84	0.85	0.86	0.88	0.89	0.90	0.91	0.92	0.94	0.95	80	0.96	0.97	0.98	1.00	1.01	1.02	1.03	1.04	1.06	1.07	90	1.08	1.09	1.10	1.12	1.13	1.14	1.15	1.16	1.18	1.19	100	1.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p style="text-align: center;">表3.1 積雪寒冷地域区分による現場管理費補正係数(α)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>補正係数(α)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4級地</td> <td>1.2</td> <td rowspan="4">適用地域は、表3.2地域区分一覧表による。</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。</p> <p style="text-align: center;">表3.2 地域区分一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所名</th> <th>地域名</th> <th>地域区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県中建設事務所</td> <td>天栄村, 田村市, 田村郡, 平田村, 古殿町</td> <td rowspan="7">4級地</td> </tr> <tr> <td>県南建設事務所</td> <td>西郷村, 鮫川村</td> </tr> <tr> <td>会津若松建設事務所</td> <td>会津若松市, 河沼郡, 大沼郡</td> </tr> <tr> <td>喜多方建設事務所</td> <td>喜多方市, 耶麻郡</td> </tr> <tr> <td>南会津建設事務所</td> <td>南会津郡</td> </tr> <tr> <td>相双建設事務所</td> <td>川内村, 葛尾村, 飯館村</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 本表の適用は、令和7年4月1日現在の市町村の区域で適用する。 福島県内は4級地のみ該当する。(積雪寒冷地域の範囲は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。)</p> <p style="text-align: center;">表3.3 冬期工事にかかる現場管理費率の補正值早見表</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <p>※東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済, 小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>冬期率</th> <th>0</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0.00</td> <td>0.01</td> <td>0.03</td> <td>0.04</td> <td>0.06</td> <td>0.07</td> <td>0.09</td> <td>0.10</td> <td>0.12</td> <td>0.13</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>0.14</td> <td>0.16</td> <td>0.17</td> <td>0.19</td> <td>0.20</td> <td>0.22</td> <td>0.23</td> <td>0.24</td> <td>0.26</td> <td>0.27</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>0.29</td> <td>0.30</td> <td>0.32</td> <td>0.33</td> <td>0.35</td> <td>0.36</td> <td>0.37</td> <td>0.39</td> <td>0.40</td> <td>0.42</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>0.43</td> <td>0.45</td> <td>0.46</td> <td>0.48</td> <td>0.49</td> <td>0.50</td> <td>0.52</td> <td>0.53</td> <td>0.55</td> <td>0.56</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>0.58</td> <td>0.59</td> <td>0.60</td> <td>0.62</td> <td>0.63</td> <td>0.65</td> <td>0.66</td> <td>0.68</td> <td>0.69</td> <td>0.71</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>0.72</td> <td>0.73</td> <td>0.75</td> <td>0.76</td> <td>0.78</td> <td>0.79</td> <td>0.81</td> <td>0.82</td> <td>0.84</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>0.86</td> <td>0.88</td> <td>0.89</td> <td>0.91</td> <td>0.92</td> <td>0.94</td> <td>0.95</td> <td>0.96</td> <td>0.98</td> <td>0.99</td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> <td>1.04</td> <td>1.05</td> <td>1.07</td> <td>1.08</td> <td>1.09</td> <td>1.11</td> <td>1.12</td> <td>1.14</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>1.15</td> <td>1.17</td> <td>1.18</td> <td>1.20</td> <td>1.21</td> <td>1.22</td> <td>1.24</td> <td>1.25</td> <td>1.27</td> <td>1.28</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>1.30</td> <td>1.31</td> <td>1.32</td> <td>1.34</td> <td>1.35</td> <td>1.37</td> <td>1.38</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> <td>1.43</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>1.44</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例) 工事日数225日, 契約予想工期が8月8日～3月20日までの場合  <math display="block">\text{冬期率} = \frac{110\text{日}}{225\text{日}} = 0.49 \quad 0.49 \times 100 = 49\%</math>                     冬期工事にかかる現場管理費率の補正值は第5行第10列の交点から0.71%と読む。</p> <p>港湾・漁港工事, 海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事の場合 上表と同じ</p> <p>空港用地造成工事, 空港舗装工事及び空港維持工事の場合 上表と同じ</p> <p style="text-align: center;">① 42</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-30</p>	地域区分	補正係数(α)	備考	4級地	1.2	適用地域は、表3.2地域区分一覧表による。	3級地	1.4	2級地	1.6	1級地	1.8	建設事務所名	地域名	地域区分	県中建設事務所	天栄村, 田村市, 田村郡, 平田村, 古殿町	4級地	県南建設事務所	西郷村, 鮫川村	会津若松建設事務所	会津若松市, 河沼郡, 大沼郡	喜多方建設事務所	喜多方市, 耶麻郡	南会津建設事務所	南会津郡	相双建設事務所	川内村, 葛尾村, 飯館村	冬期率	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0.00	0.01	0.03	0.04	0.06	0.07	0.09	0.10	0.12	0.13	10	0.14	0.16	0.17	0.19	0.20	0.22	0.23	0.24	0.26	0.27	20	0.29	0.30	0.32	0.33	0.35	0.36	0.37	0.39	0.40	0.42	30	0.43	0.45	0.46	0.48	0.49	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56	40	0.58	0.59	0.60	0.62	0.63	0.65	0.66	0.68	0.69	0.71	50	0.72	0.73	0.75	0.76	0.78	0.79	0.81	0.82	0.84	0.85	60	0.86	0.88	0.89	0.91	0.92	0.94	0.95	0.96	0.98	0.99	70	1.01	1.02	1.04	1.05	1.07	1.08	1.09	1.11	1.12	1.14	80	1.15	1.17	1.18	1.20	1.21	1.22	1.24	1.25	1.27	1.28	90	1.30	1.31	1.32	1.34	1.35	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	100	1.44	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域区分	補正係数(α)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4級地	1.2	適用地域は、表3.2地域区分一覧表による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3級地	1.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2級地	1.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1級地	1.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
建設事務所名	地域名	地域区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
県中建設事務所	田村市, 田村郡, 平田村, 古殿町	4級地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
県南建設事務所	西郷村, 鮫川村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
会津若松建設事務所	会津若松市, 河沼郡, 大沼郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
喜多方建設事務所	喜多方市, 耶麻郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
南会津建設事務所	南会津郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
相双建設事務所	川内村, 葛尾村, 飯館村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
冬期率	0		1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
0	0.00	0.01	0.02	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.10	0.11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
10	0.12	0.13	0.14	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.22	0.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
20	0.24	0.25	0.26	0.28	0.29	0.30	0.31	0.32	0.34	0.35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
30	0.36	0.45	0.46	0.48	0.49	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
40	0.48	0.49	0.50	0.52	0.53	0.54	0.55	0.56	0.58	0.59																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
50	0.60	0.61	0.62	0.64	0.65	0.66	0.67	0.68	0.70	0.71																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
60	0.72	0.73	0.74	0.76	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.83																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
70	0.84	0.85	0.86	0.88	0.89	0.90	0.91	0.92	0.94	0.95																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
80	0.96	0.97	0.98	1.00	1.01	1.02	1.03	1.04	1.06	1.07																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
90	1.08	1.09	1.10	1.12	1.13	1.14	1.15	1.16	1.18	1.19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
100	1.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
地域区分	補正係数(α)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4級地	1.2	適用地域は、表3.2地域区分一覧表による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3級地	1.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2級地	1.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1級地	1.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
建設事務所名	地域名	地域区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
県中建設事務所	天栄村, 田村市, 田村郡, 平田村, 古殿町	4級地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
県南建設事務所	西郷村, 鮫川村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
会津若松建設事務所	会津若松市, 河沼郡, 大沼郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
喜多方建設事務所	喜多方市, 耶麻郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
南会津建設事務所	南会津郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
相双建設事務所	川内村, 葛尾村, 飯館村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
冬期率	0		1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
0	0.00	0.01	0.03	0.04	0.06	0.07	0.09	0.10	0.12	0.13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
10	0.14	0.16	0.17	0.19	0.20	0.22	0.23	0.24	0.26	0.27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
20	0.29	0.30	0.32	0.33	0.35	0.36	0.37	0.39	0.40	0.42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
30	0.43	0.45	0.46	0.48	0.49	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
40	0.58	0.59	0.60	0.62	0.63	0.65	0.66	0.68	0.69	0.71																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
50	0.72	0.73	0.75	0.76	0.78	0.79	0.81	0.82	0.84	0.85																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
60	0.86	0.88	0.89	0.91	0.92	0.94	0.95	0.96	0.98	0.99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
70	1.01	1.02	1.04	1.05	1.07	1.08	1.09	1.11	1.12	1.14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
80	1.15	1.17	1.18	1.20	1.21	1.22	1.24	1.25	1.27	1.28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
90	1.30	1.31	1.32	1.34	1.35	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
100	1.44	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

土木工事標準積算基準（令和8年4月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧																																																																																																																																											
第I編第2章 ②工事費の積算  I-2-②-31 (①43)	2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正 (イ) 表3.4の適用条件に該当する場合、別表第2（第1表～第4表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。 また、表3.5に該当する場合、別表第2（第6表～第10表）の現場管理費率に補正值を加算するものとする。  <div style="text-align: center;">表3.4 地域補正の適用(土木)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地(D I D補正) (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="4">1.1</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地(D I D補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td>市街地(D I D補正) (1)-3</td> <td>鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。                      (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。                      なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。                      2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <div style="text-align: center;">表3.5 地域補正の適用(港湾・漁港・空港)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">重要港湾・市街地に係る漁港</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  a. 地方港湾その他の漁港</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>  b. 空港</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">令和8年4月1日以降起工適用</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地(D I D補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地(D I D補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地(D I D補正) (1)-3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	施工地域・工事場所区分		補正值(%)	重要港湾・市街地に係る漁港		1.0	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		a. 地方港湾その他の漁港	1.0	b. 空港	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正 (イ) 表3.4の適用条件に該当する場合、別表第2（第1表～第4表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。 また、表3.5に該当する場合、別表第2（第6表～第10表）の現場管理費率に補正值を加算するものとする。  <div style="text-align: center;">表3.4 地域補正の適用(土木)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地(D I D補正) (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="4">1.1</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地(D I D補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td>市街地(D I D補正) (1)-3</td> <td>鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。                      (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。                      なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。                      2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <div style="text-align: center;">表3.5 地域補正の適用(港湾・漁港・空港)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">重要港湾・市街地に係る漁港</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  a. 地方港湾その他の漁港</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>  b. 空港</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-31</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地(D I D補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地(D I D補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地(D I D補正) (1)-3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	施工地域・工事場所区分		補正值(%)	重要港湾・市街地に係る漁港		1.20	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		a. 地方港湾その他の漁港	1.20	b. 空港	1.20	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	① 43
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																																																									
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																																																											
市街地(D I D補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																																																																																																									
	道路維持工事																																																																																																																																												
	舗装工事																																																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																																																												
一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																																																																																																									
	道路維持工事																																																																																																																																												
	舗装工事																																																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																																																												
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2																																																																																																																																									
	道路維持工事																																																																																																																																												
	舗装工事																																																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																																																												
市街地(D I D補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																																																																									
一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																																																																																																									
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																																																																																																												
一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4																																																																																																																																									
	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																																																																																																												
市街地(D I D補正) (1)-3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																																																																																																									
施工地域・工事場所区分		補正值(%)																																																																																																																																											
重要港湾・市街地に係る漁港		1.0																																																																																																																																											
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																																																																																																																																												
	a. 地方港湾その他の漁港	1.0																																																																																																																																											
	b. 空港	1.0																																																																																																																																											
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																																																																																																											
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																																																									
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																																																											
市街地(D I D補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																																																																																																									
	道路維持工事																																																																																																																																												
	舗装工事																																																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																																																												
一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																																																																																																									
	道路維持工事																																																																																																																																												
	舗装工事																																																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																																																												
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2																																																																																																																																									
	道路維持工事																																																																																																																																												
	舗装工事																																																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																																																												
市街地(D I D補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																																																																									
一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																																																																																																									
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																																																																																																												
一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4																																																																																																																																									
	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																																																																																																												
市街地(D I D補正) (1)-3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																																																																																																									
施工地域・工事場所区分		補正值(%)																																																																																																																																											
重要港湾・市街地に係る漁港		1.20																																																																																																																																											
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																																																																																																																																												
	a. 地方港湾その他の漁港	1.20																																																																																																																																											
	b. 空港	1.20																																																																																																																																											
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																																																																																																											

土木工事標準積算基準（令和8年4月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧
<p>第I編第2章 ②工事費の積算</p> <p>I-2-②-32 (①44)</p>	<p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区（DIDD地区）をいう。 DIDD地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/k㎡以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。 重要港湾：小名浜港，相馬港 地方港湾：江名港，中之作港，久之浜港，翁島港，湖南港</p> <p>2. 施工場所区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において，一般交通等の影響を受ける場合 ②施工場所において，地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において，50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い 工事場所において，施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には，補正值の大きい方を適用する。</p> <p>3) その他 イ) 災害の発生等により，本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては，上記1)及び2)のほか，必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。 なお，東日本大震災に伴う復興係数については，「第I編第2章④東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」によるものとする。 <u>補正係数（復興係数）は，土木 1.1，港湾 1.1，空港 1.1。</u> ロ) 設計変更時における現場管理費率の補正については，工事区間の延長，工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが，上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 支給品の取扱い 1) 資材等を支給するときは，当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において支給品，貸付機械がある場合は，次により積算する。 1) 別途製作工事で製作し，架設（据付）のみを分離して発注する場合は，当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。 2) 支給品の価格決定については，官側において購入した資材を支給する場合，現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも，設計時の類似価格とする。 3) コンクリートダム工事，フィルダム工事については，無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は，積算の対象となる純工事費には含めない。</p> <p>① 44</p> <p>I-2-②-32</p> <p><u>令和8年4月1日以降起工適用</u></p>	<p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区（DIDD地区）をいう。 DIDD地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/k㎡以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。 重要港湾：小名浜港，相馬港 地方港湾：江名港，中之作港，久之浜港，翁島港，湖南港</p> <p>2. 施工場所区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において，一般交通等の影響を受ける場合 ②施工場所において，地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において，50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い 工事場所において，施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には，補正值の大きい方を適用する。</p> <p>3) その他 イ) 災害の発生等により，本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては，上記1)及び2)のほか，必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。 なお，東日本大震災に伴う復興係数については，「第I編第2章④東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」によるものとする。 ロ) 設計変更時における現場管理費率の補正については，工事区間の延長，工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが，上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 支給品の取扱い 1) 資材等を支給するときは，当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において支給品，貸付機械がある場合は，次により積算する。 1) 別途製作工事で製作し，架設（据付）のみを分離して発注する場合は，当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。 2) 支給品の価格決定については，官側において購入した資材を支給する場合，現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも，設計時の類似価格とする。 3) コンクリートダム工事，フィルダム工事については，無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は，積算の対象となる純工事費には含めない。</p> <p>① 44</p> <p>I-2-②-32</p>

土木工事標準積算基準（令和8年4月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第I編第2章 ②工事費の積算  I-2-②-35 (①47)	<p style="text-align: center;">別表第2 現場管理费率</p> <p style="text-align: center;">第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td>44.05</td><td>1118.2</td><td>-0.2052</td><td>15.91</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td>43.11</td><td>402.3</td><td>-0.1417</td><td>21.34</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td>28.11</td><td>100.3</td><td>-0.0807</td><td>18.84</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td></td><td>34.09</td><td>76.4</td><td>-0.0512</td><td>26.44</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td>48.86</td><td>265.1</td><td>-0.1073</td><td>28.69</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td></td><td>31.06</td><td>111.0</td><td>-0.0808</td><td>20.80</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td>40.83</td><td>598.0</td><td>-0.1703</td><td>17.54</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td>46.27</td><td>1229.5</td><td>-0.2081</td><td>16.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td>43.09</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td></td><td>61.19</td><td>2132.5</td><td>-0.2253</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td></td><td>54.60</td><td>1528.4</td><td>-0.2114</td><td>19.13</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td></td><td>35.56</td><td>178.6</td><td>-0.1024</td><td>21.39</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p style="text-align: center;">第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="3">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td></td><td>65.88</td><td>1465.2</td><td>-0.1968</td><td>31.45</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="3">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td></td><td>60.33</td><td>613.0</td><td>-0.1598</td><td>32.29</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td></td><td>42.35</td><td>167.1</td><td>-0.0946</td><td>29.25</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">共同溝工事</td><td>(1)</td><td>50.57</td><td>351.0</td><td>-0.1202</td><td>26.75</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>38.78</td><td>103.5</td><td>-0.0609</td><td>28.09</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td></td><td>45.56</td><td>189.4</td><td>-0.0884</td><td>28.52</td></tr> <tr><td rowspan="3">下水道工事</td><td>(1)</td><td>34.99</td><td>49.0</td><td>-0.0209</td><td>31.32</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>38.21</td><td>202.3</td><td>-0.1034</td><td>22.09</td></tr> <tr><td>(3)</td><td>32.72</td><td>46.8</td><td>-0.0222</td><td>29.09</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">令和8年4月1日以降起工適用</p>	工種区分	対象額 適用区分	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	河川工事		44.05	1118.2	-0.2052	15.91	河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34	海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84	道路改良工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44	鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69	P C橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80	舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54	砂防・地すべり等工事		46.27	1229.5	-0.2081	16.48	公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34	電線共同溝工事		61.19	2132.5	-0.2253	20.01	情報ボックス工事		54.60	1528.4	-0.2114	19.13	下水道(4)工事		35.56	178.6	-0.1024	21.39	工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	橋梁保全工事		65.88	1465.2	-0.1968	31.45	工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	道路維持工事		60.33	613.0	-0.1598	32.29	河川維持工事		42.35	167.1	-0.0946	29.25	工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	共同溝工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09	トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52	下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09	<p style="text-align: center;">別表第2 現場管理费率</p> <p style="text-align: center;">第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td>52.86</td><td>1341.84</td><td>-0.2052</td><td>19.09</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td>51.73</td><td>482.76</td><td>-0.1417</td><td>25.61</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td>33.73</td><td>120.36</td><td>-0.0807</td><td>22.61</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td></td><td>40.91</td><td>91.68</td><td>-0.0512</td><td>31.73</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td>58.63</td><td>318.12</td><td>-0.1073</td><td>34.43</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td></td><td>37.27</td><td>133.20</td><td>-0.0808</td><td>24.96</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td>49.00</td><td>717.60</td><td>-0.1703</td><td>21.05</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td>55.52</td><td>1475.40</td><td>-0.2081</td><td>19.78</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td>51.71</td><td>416.76</td><td>-0.1324</td><td>26.81</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td></td><td>73.43</td><td>2559.00</td><td>-0.2253</td><td>24.01</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td></td><td>65.52</td><td>1834.08</td><td>-0.2114</td><td>22.96</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td></td><td>42.67</td><td>214.32</td><td>-0.1024</td><td>25.67</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。 ※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p> <p style="text-align: center;">第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="3">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td></td><td>79.06</td><td>1758.24</td><td>-0.1968</td><td>37.74</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="3">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td></td><td>72.40</td><td>735.60</td><td>-0.1598</td><td>38.75</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td></td><td>50.82</td><td>200.52</td><td>-0.0946</td><td>35.10</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">共同溝工事</td><td>(1)</td><td>60.68</td><td>421.20</td><td>-0.1202</td><td>32.10</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>46.54</td><td>124.20</td><td>-0.0609</td><td>33.71</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td></td><td>54.67</td><td>227.28</td><td>-0.0884</td><td>34.22</td></tr> <tr><td rowspan="3">下水道工事</td><td>(1)</td><td>41.99</td><td>58.80</td><td>-0.0209</td><td>37.58</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>45.85</td><td>242.76</td><td>-0.1034</td><td>26.51</td></tr> <tr><td>(3)</td><td>39.26</td><td>56.16</td><td>-0.0222</td><td>34.91</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p> <p style="text-align: center;">令和6年4月1日以降起工適用</p>	工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	河川工事		52.86	1341.84	-0.2052	19.09	河川・道路構造物工事		51.73	482.76	-0.1417	25.61	海岸工事		33.73	120.36	-0.0807	22.61	道路改良工事		40.91	91.68	-0.0512	31.73	鋼橋架設工事		58.63	318.12	-0.1073	34.43	P C橋工事		37.27	133.20	-0.0808	24.96	舗装工事		49.00	717.60	-0.1703	21.05	砂防・地すべり等工事		55.52	1475.40	-0.2081	19.78	公園工事		51.71	416.76	-0.1324	26.81	電線共同溝工事		73.43	2559.00	-0.2253	24.01	情報ボックス工事		65.52	1834.08	-0.2114	22.96	下水道(4)工事		42.67	214.32	-0.1024	25.67	工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	橋梁保全工事		79.06	1758.24	-0.1968	37.74	工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	道路維持工事		72.40	735.60	-0.1598	38.75	河川維持工事		50.82	200.52	-0.0946	35.10	工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	共同溝工事	(1)	60.68	421.20	-0.1202	32.10	(2)	46.54	124.20	-0.0609	33.71	トンネル工事		54.67	227.28	-0.0884	34.22	下水道工事	(1)	41.99	58.80	-0.0209	37.58	(2)	45.85	242.76	-0.1034	26.51	(3)	39.26	56.16	-0.0222	34.91
工種区分	対象額 適用区分			700万円を超え10億円以下				10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
河川工事		44.05	1118.2	-0.2052	15.91																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
道路改良工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
P C橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
砂防・地すべり等工事		46.27	1229.5	-0.2081	16.48																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
電線共同溝工事		61.19	2132.5	-0.2253	20.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
情報ボックス工事		54.60	1528.4	-0.2114	19.13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道(4)工事		35.56	178.6	-0.1024	21.39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
橋梁保全工事		65.88	1465.2	-0.1968	31.45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路維持工事		60.33	613.0	-0.1598	32.29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
河川維持工事		42.35	167.1	-0.0946	29.25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
共同溝工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
河川工事		52.86	1341.84	-0.2052	19.09																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
河川・道路構造物工事		51.73	482.76	-0.1417	25.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
海岸工事		33.73	120.36	-0.0807	22.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
道路改良工事		40.91	91.68	-0.0512	31.73																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
鋼橋架設工事		58.63	318.12	-0.1073	34.43																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
P C橋工事		37.27	133.20	-0.0808	24.96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
舗装工事		49.00	717.60	-0.1703	21.05																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
砂防・地すべり等工事		55.52	1475.40	-0.2081	19.78																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
公園工事		51.71	416.76	-0.1324	26.81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
電線共同溝工事		73.43	2559.00	-0.2253	24.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
情報ボックス工事		65.52	1834.08	-0.2114	22.96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道(4)工事		42.67	214.32	-0.1024	25.67																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
橋梁保全工事		79.06	1758.24	-0.1968	37.74																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路維持工事		72.40	735.60	-0.1598	38.75																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
河川維持工事		50.82	200.52	-0.0946	35.10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
共同溝工事	(1)	60.68	421.20	-0.1202	32.10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(2)	46.54	124.20	-0.0609	33.71																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
トンネル工事		54.67	227.28	-0.0884	34.22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道工事	(1)	41.99	58.80	-0.0209	37.58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(2)	45.85	242.76	-0.1034	26.51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(3)	39.26	56.16	-0.0222	34.91																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	I-2-②-35	I-2-②-35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

土木工事標準積算基準（令和8年4月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧																																										
第I編第2章 ②工事費の積算  I-2-②-36 (①48)	<p>第5表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>31.19</td> <td>35.0</td> <td>-0.0059</td> <td>30.68</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>34.59</td> <td>154.9</td> <td>-0.0768</td> <td>27.87</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	コンクリートダム	31.19	35.0	-0.0059	30.68	フィルダム	34.59	154.9	-0.0768	27.87	<p>第5表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>37.43</td> <td>42.00</td> <td>-0.0059</td> <td>36.82</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>41.51</td> <td>185.88</td> <td>-0.0768</td> <td>33.44</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p>	対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	コンクリートダム	37.43	42.00	-0.0059	36.82	フィルダム	41.51	185.88	-0.0768	33.44
	対象額 適用区分 工種区分		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																						
			下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																						
		A		b																																								
コンクリートダム	31.19	35.0	-0.0059	30.68																																								
フィルダム	34.59	154.9	-0.0768	27.87																																								
対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																								
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																								
		A	b																																									
コンクリートダム	37.43	42.00	-0.0059	36.82																																								
フィルダム	41.51	185.88	-0.0768	33.44																																								
<p>第6表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港 工事</td> <td>24.08</td> <td>82.2</td> <td>-0.0779</td> <td>15.50</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>24.65</td> <td>40.5</td> <td>-0.0315</td> <td>20.63</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	港湾・漁港 工事	24.08	82.2	-0.0779	15.50	構造物工事	24.65	40.5	-0.0315	20.63	<p>第6表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港 工事</td> <td>28.90</td> <td>98.64</td> <td>-0.0779</td> <td>18.60</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>29.58</td> <td>48.60</td> <td>-0.0315</td> <td>24.76</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	港湾・漁港 工事	28.90	98.64	-0.0779	18.60	構造物工事	29.58	48.60	-0.0315	24.76	
対象額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																							
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																							
	A		b																																									
港湾・漁港 工事	24.08	82.2	-0.0779	15.50																																								
構造物工事	24.65	40.5	-0.0315	20.63																																								
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																								
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																								
		A	b																																									
港湾・漁港 工事	28.90	98.64	-0.0779	18.60																																								
構造物工事	29.58	48.60	-0.0315	24.76																																								
<p>第6-1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)</td> <td>28.11</td> <td>100.3</td> <td>-0.0807</td> <td>18.84</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)	28.11	100.3	-0.0807	18.84	<p>第6-1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)</td> <td>33.73</td> <td>120.36</td> <td>-0.0807</td> <td>22.61</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)	33.73	120.36	-0.0807	22.61											
対象額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																							
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																							
	A		b																																									
海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)	28.11	100.3	-0.0807	18.84																																								
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																								
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																								
		A	b																																									
海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)	33.73	120.36	-0.0807	22.61																																								
<p>第7表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港構造物工事・海岸工事</td> <td>22.74</td> <td>88.2</td> <td>-0.0860</td> <td>16.06</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	港湾・漁港構造物工事・海岸工事	22.74	88.2	-0.0860	16.06	<p>第7表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港構造物工事・海岸工事</td> <td>27.29</td> <td>105.84</td> <td>-0.0860</td> <td>19.27</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	港湾・漁港構造物工事・海岸工事	27.29	105.84	-0.0860	19.27											
対象額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																							
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																							
	A		b																																									
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	22.74	88.2	-0.0860	16.06																																								
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																								
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																								
		A	b																																									
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	27.29	105.84	-0.0860	19.27																																								
① 48	I-2-②-36  令和8年4月1日以降起工適用	① 48  I-2-②-36  令和6年4月1日以降起工適用																																										

土木工事標準積算基準（令和8年4月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧																																																																																																																								
第I編第2章 ②工事費の積算  I-2-②-37 (①49)	<p><b>第8表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>35.09</td> <td>119.6</td> <td>-0.0795</td> <td>20.26</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第9表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>29.68</td> <td>169.6</td> <td>-0.1130</td> <td>15.08</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第10表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>60.92</td> <td>500.2</td> <td>-0.1365</td> <td>36.82</td> </tr> </tbody> </table> <p>2)算定式  <math display="block">J_o = A \cdot N p^b</math>                     ただし、<math>J_o</math>：現場管理費率（%）  <math>N p</math>：純工事費（円）  <math>A, b</math>：変数値                      注）1. <math>J_o</math>の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。                      2. 対象額とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法1）率計算式による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">令和8年4月1日以降起工適用 <span style="margin-left: 100px;">I-2-②-37</span> <span style="margin-left: 100px;">① 49</span></p>	対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		空港用地造成工事	35.09	119.6	-0.0795	20.26	対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		空港舗装工事	29.68	169.6	-0.1130	15.08	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		空港維持工事	60.92	500.2	-0.1365	36.82	<p><b>第8表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>42.11</td> <td>143.52</td> <td>-0.0795</td> <td>24.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p><b>第9表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>35.62</td> <td>203.52</td> <td>-0.1130</td> <td>18.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p><b>第10表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>73.10</td> <td>600.24</td> <td>-0.1365</td> <td>44.18</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>2)算定式  <math display="block">J_o = A \cdot N p^b</math>                     ただし、<math>J_o</math>：現場管理費率（%）  <math>N p</math>：純工事費（円）  <math>A, b</math>：変数値                      注）1. <math>J_o</math>の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。                      2. 対象額とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法1）率計算式による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">令和6年4月1日以降起工適用 <span style="margin-left: 100px;">I-2-②-37</span> <span style="margin-left: 100px;">① 49</span></p>	対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		空港用地造成工事	42.11	143.52	-0.0795	24.31	対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		空港舗装工事	35.62	203.52	-0.1130	18.10	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		空港維持工事	73.10	600.24	-0.1365	44.18
対象額	500万円以下		500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																					
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																					
工種区分		A	b																																																																																																																							
空港用地造成工事	35.09	119.6	-0.0795	20.26																																																																																																																						
対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																						
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																					
工種区分		A	b																																																																																																																							
空港舗装工事	29.68	169.6	-0.1130	15.08																																																																																																																						
対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																																						
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																					
工種区分		A	b																																																																																																																							
空港維持工事	60.92	500.2	-0.1365	36.82																																																																																																																						
対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																						
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																					
工種区分		A	b																																																																																																																							
空港用地造成工事	42.11	143.52	-0.0795	24.31																																																																																																																						
対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																						
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																					
工種区分		A	b																																																																																																																							
空港舗装工事	35.62	203.52	-0.1130	18.10																																																																																																																						
対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																																						
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																					
工種区分		A	b																																																																																																																							
空港維持工事	73.10	600.24	-0.1365	44.18																																																																																																																						

土木工事標準積算基準（令和8年4月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧																												
<p>第I編第2章 ②工事費の積算</p> <p style="text-align: center;">I-2-④-1 (①54)</p>	<p style="text-align: center;">④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について (平成26年2月17日以降に起工する工事から適用)</p> <p>東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）においては、工事量の増大により資材等が不足していることで、作業効率低下等により間接工事費（共通仮設費および現場管理費）の現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたことから、当面、共通仮設費率（率分）及び現場管理費率を補正し対応する。 (東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について（平成26年2月3日付け国技建第3号国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通知）)</p> <p style="text-align: center;">(参考)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="2">補正係数</th> </tr> <tr> <th>共通仮設費率(率分)</th> <th>現場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事(下記の工種以外)</td> <td style="text-align: center;"><u>1.300</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.100</u></td> </tr> <tr> <td>港湾・漁港工事, 海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事</td> <td style="text-align: center;"><u>1.300</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.100</u></td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事, 空港舗装工事及び空港維持工事</td> <td style="text-align: center;"><u>1.300</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.100</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">① 54</p> <p style="text-align: center;">I-2-④-1</p> <p style="text-align: center;"><u>令和8年4月1日以降起工適用</u></p>	工種区分	補正係数		共通仮設費率(率分)	現場管理費率	土木工事(下記の工種以外)	<u>1.300</u>	<u>1.100</u>	港湾・漁港工事, 海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事	<u>1.300</u>	<u>1.100</u>	空港用地造成工事, 空港舗装工事及び空港維持工事	<u>1.300</u>	<u>1.100</u>	<p style="text-align: center;">④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について (平成26年2月17日以降に起工する工事から適用)</p> <p>東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）においては、工事量の増大により資材等が不足していることで、作業効率低下等により間接工事費（共通仮設費および現場管理費）の現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたことから、当面、共通仮設費率（率分）及び現場管理費率を補正し対応する。 (東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について（平成26年2月3日付け国技建第3号国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通知）)</p> <p>なお、この土木工事標準積算基準に規定（掲載）している、共通仮設費率（率分）、現場管理費率及び補正值（時期や地域などによる種々の補正值）は、上記の東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正後の値であることに注意すること。</p> <p style="text-align: center;">(参考)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="2">補正係数</th> </tr> <tr> <th>共通仮設費率(率分)</th> <th>現場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事(下記の工種以外)</td> <td style="text-align: center;">1.500</td> <td style="text-align: center;">1.200</td> </tr> <tr> <td>港湾・漁港工事, 海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事</td> <td style="text-align: center;">1.500</td> <td style="text-align: center;">1.200</td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事, 空港舗装工事及び空港維持工事</td> <td style="text-align: center;">1.500</td> <td style="text-align: center;">1.200</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">① 54</p> <p style="text-align: center;">I-2-④-1</p>	工種区分	補正係数		共通仮設費率(率分)	現場管理費率	土木工事(下記の工種以外)	1.500	1.200	港湾・漁港工事, 海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事	1.500	1.200	空港用地造成工事, 空港舗装工事及び空港維持工事	1.500	1.200
工種区分	補正係数																													
	共通仮設費率(率分)	現場管理費率																												
土木工事(下記の工種以外)	<u>1.300</u>	<u>1.100</u>																												
港湾・漁港工事, 海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事	<u>1.300</u>	<u>1.100</u>																												
空港用地造成工事, 空港舗装工事及び空港維持工事	<u>1.300</u>	<u>1.100</u>																												
工種区分	補正係数																													
	共通仮設費率(率分)	現場管理費率																												
土木工事(下記の工種以外)	1.500	1.200																												
港湾・漁港工事, 海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事	1.500	1.200																												
空港用地造成工事, 空港舗装工事及び空港維持工事	1.500	1.200																												